

## 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案の概要

申請、届出等のほか法令に基づく行政機関等（国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人を対象）の手続について、書面による手続に加えオンラインによる手続も可能となるために必要な法整備を行う。

### 1 目的

行政手続について情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的。

### 2 行政手続のオンライン化等

#### (1) 行政手続における電子情報処理組織の使用

行政機関は、原則としてすべての行政手続に関して、個別法令の規定により書面により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

#### (2) 書面みなし規定

(1)により電子情報処理組織を使用して行われた行政手続については、個別法令に規定する書面により行われたものとみなして当該個別法令を適用。

#### (3) 到達時期

(1)により電子情報処理組織を使用して行われた行政手続については、相手方の電子計算機のファイルに記録されたときに到達したものとみなす。

### 3 電磁的記録による縦覧・閲覧、作成・保存等

行政機関は、個別法令の規定により書面により行うこととしているものについては、電磁的記録により書類の縦覧・閲覧、作成・保存等を行うことができる。

### 4 適用除外

手続の性質等によりオンライン化になじまないものと考えられる法律上の手続について、行政手続のオンライン化のための規定等の適用除外として法別表に規定。

### 5 国の情報システムの整備等

国の情報システムの整備、安全性及び信頼性の確保、手続の簡素化又は合理化の努力義務を定めるほか、地方公共団体の情報システムの整備等の努力義務を規定。

### 6 オンライン化の状況の公表

行政機関は手続のオンライン化の状況について公表。

施行期日：公布の日から3月以内で政令で定める日から施行